

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

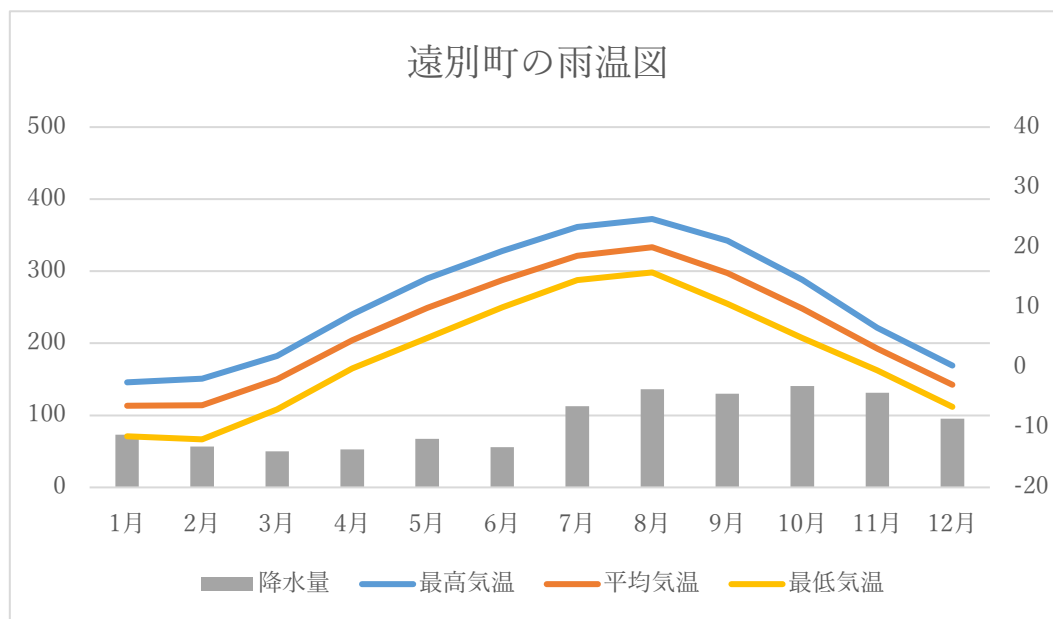
(1) 地域の災害リスク

遠別町において甚大な被害をもたらすと想定される自然災害（リスク）については、令和2年3月に遠別町が策定した「第1期遠別町強靱化計画」によると、以下の6つが設定されている。

(①豪雨：独自データ)

遠別町は北海道の北部に位置し、稚内市から約90km南下した日本海沿いに位置している。寒冷地でありながら対馬暖流の影響を受けるため、冬期でも比較的穏やかな気候に恵まれており、北西からの季節風（モンスーン）の影響により、冬の降水量が多くなる。

しかし、近年においては台風や大雨による災害が発生しており、平成22年の大雨災害を受けて、水防体制の充実を図る必要があることから、町では「水防計画」を地域防災計画より分離した。

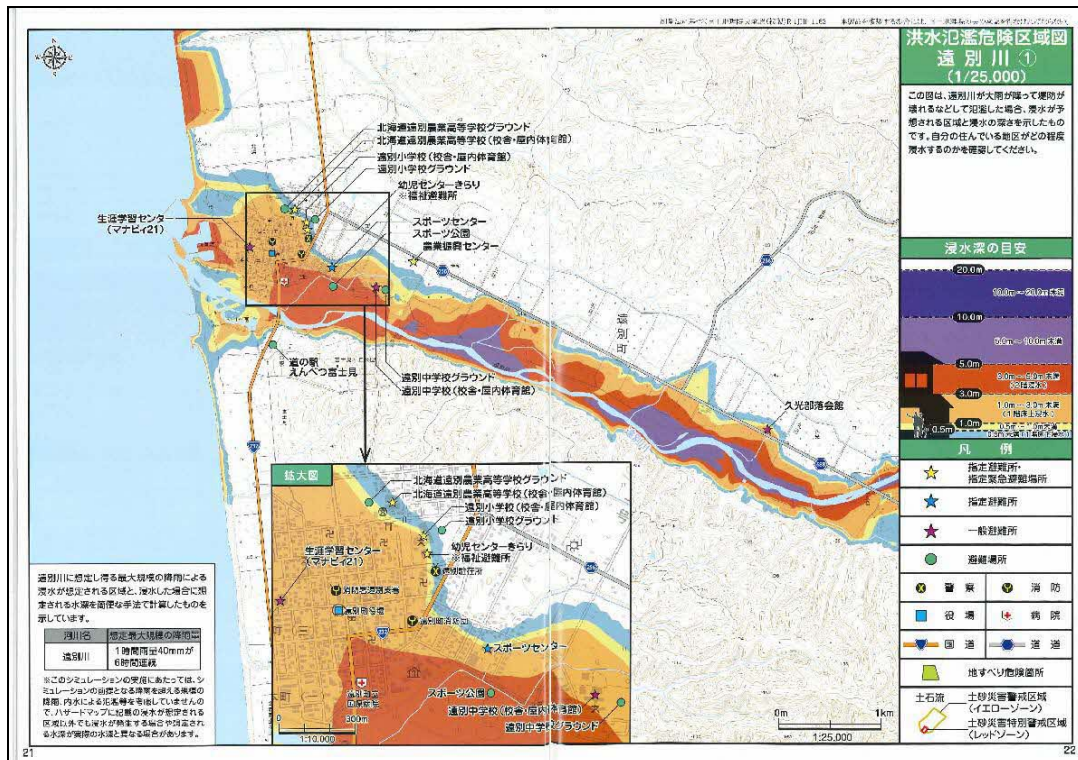


(出典：気象庁発表の数値を基に当会にて作成)

(②洪水：遠別町防災マップ)

遠別町は主要河川である遠別川水系と、南はオタコシベツ川水系、北はウツツ川水系に沿って開けた町であり、大小20に及ぶ集落が散在している。

遠別町防災マップによると、当商工会が立地する市街地地域においては、遠別川が氾濫した場合には1m以上の浸水が予想されている。また、町立国保病院周辺の河川付近においては、最大で5mの浸水被害が予想されている。



(出典：遠別町防災マップ)

【洪水氾濫危険区域における小規模事業者数（3.0m～5.0m未満）】

業種		小規模事業者数	該当する事業者数
商工業者	建設業	25	1
	製造業	5	0
	卸売業	4	0
	小売業	32	2
	飲食店・宿泊業	15	1
	サービス業	33	3
	その他	34	3
合計		148	10

③地震：北海道防災計画及び地震調査研究推進本部・J-SHIS

遠別町に影響を及ぼす可能性のある地震で、最も大きい被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画を参考として、次の地震を設定した。

【遠別町の想定地震】

北西沖（沿岸側） 北緯46度 東経141度 M7.8程度

■北海道北西沖地震

北海道の北西沖に地震が発生していない空白域があり、約2100年以上にわたって地震が発生した記録がない。その間、地震エネルギーをため続けていることを示している。大きい地震が発生しやすい状態になっていることが考えられる。

*平成21年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書より

○北海道北西沖（マグニチュード7.8程度）

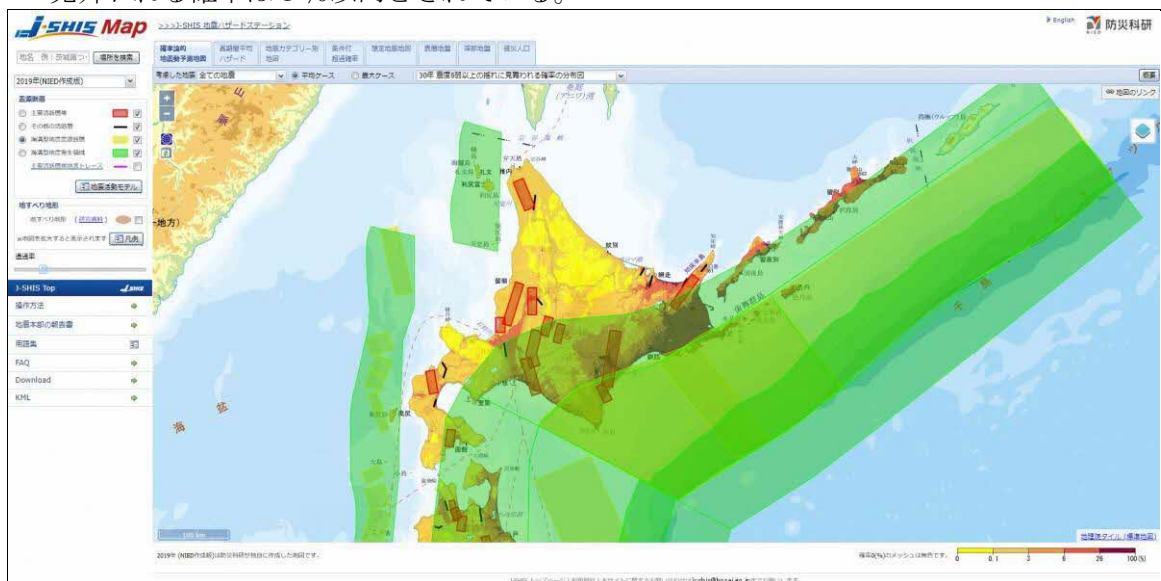
今後30年以内の発生確率 0.006～0.1%程度

今後50年以内の発生確率 0.01～0.2%程度

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	
海溝型地震				
千島海溝沿い	十勝沖	8.0～8.6程度	9%	
	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度	
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5前後	60%程度	
	超巨大地震（17世紀型）	8.8程度以上	7%～40%	
	ひとまわり小さいプレート間地震	十勝沖及び根室沖	7.0～7.5程度	80%程度
		色丹島沖及び択捉島沖	7.5程度	90%程度
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）	Mt 8.0程度	50%程度	
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震	8.4前後	30%程度	
	沈み込んだプレート内のやや深い地震	7.8程度	50%程度	
	海溝軸の外側で発生する地震	8.2前後	不明	
日本海東縁部	北海道北西沖	7.8程度	0.006%～0.1%	
内陸の活断層で発生する地震				
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1%～0.2%	
	光地園断層	7.2程度	0.1%～0.4%	
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%～0.03%	
	東部	7.2程度	ほぼ0%～0.01%	
増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8程度	0.6%以下	
	沼田－砂川付近の断層帯	7.5程度	不明	
当別断層		7.0程度	ほぼ0%～2%	
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%	
	南部	7.7程度以上	0.2%以下	
サロベツ断層帯		7.6程度	4%以下	
幌延断層帯		活断層ではないと判断される		

(出典：地震調査研究推進本部)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は3%以内とされている。



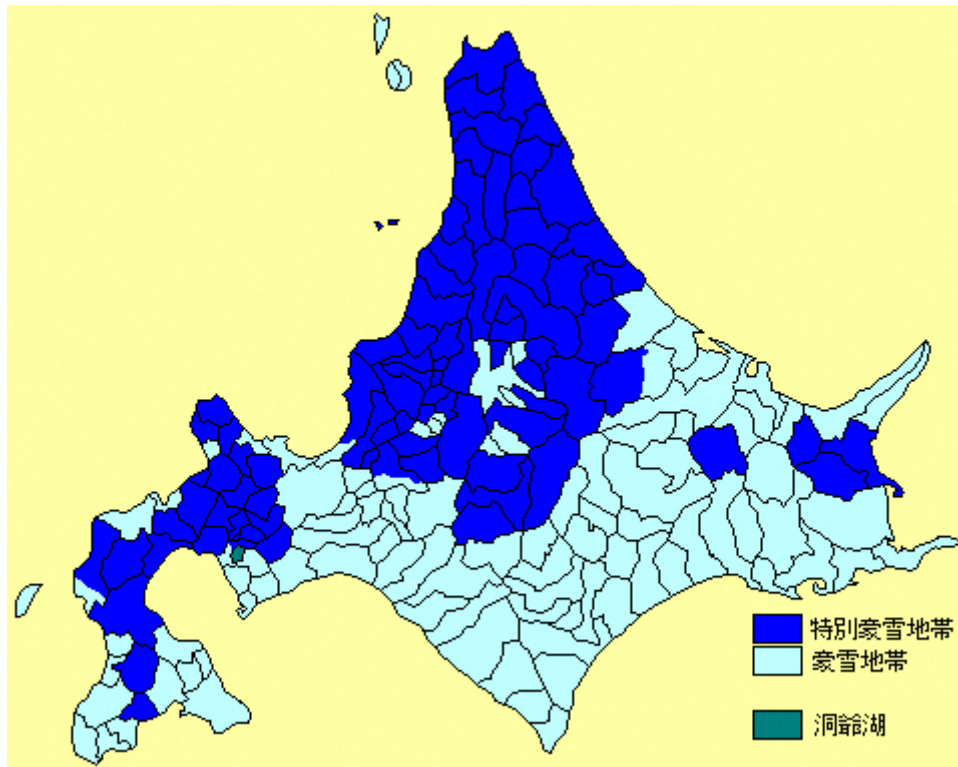
(出典：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

(④豪雪)

遠別町においては、日本海沿岸北部に位置することから、冬は西高東低の冬型の気圧配置またはシベリア地方からの北西の風（季節風）の影響を受けている。

そのため、昭和37年に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」による「特別豪雪地帯」に指定されており、以下の災害リスクが懸念されている。

- ・ 除雪中の事故
- ・ 車による雪道での事故
- ・ 歩行中の雪道での事故
- ・ 雪のレジャーでの事故
- ・ 雪崩による事故



(出典：全国積雪寒冷地帯振興協議会)

(⑤暴風)

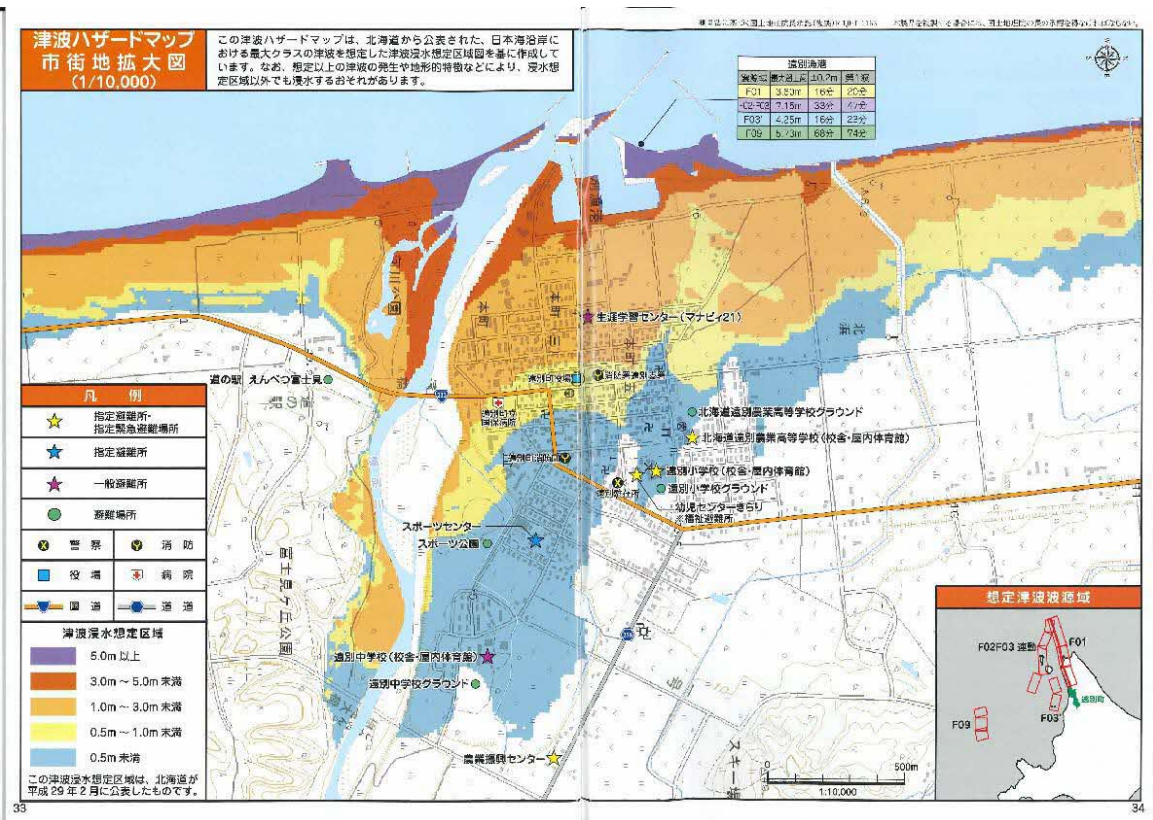
遠別町の気候環境は、海洋性気候で対馬海流の影響により比較的温和であるが、冬の一時期については日本海からの吹き付ける風により、地吹雪による視界不良で通行止めになる時がある。

(⑥津波：北海道防災計画)

北海道北西沖（沿岸側）の地震を想定し、平成21年度に北海道が行った津波浸水予測調査の結果によると、想定地震の中で最も危険性が高いのは、北海道北西沖（沿岸側）の地震で、北里地区での最大遡上高は6.27mとなっている。

また、一番早く津波が到達する、第一波ピーク到達時間は、北里地区で地震発生後27分となっている。

なお、津波ハザードマップによる3.0m以上の津波浸水想定区域において、対象となる小規模事業者は該当しない。



(出典：遠別町防災マップ)

(その他)

平成30年9月に北海道胆振地方中東部を震源とした最大震度7を記録する地震が発生し、北海道全域がブラックアウトとなった。町内においても電力が復旧するまで商品の廃棄や宿泊客のキャンセル等の影響があり、売上が減少した。

(感染症)

新型インフルエンザは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

《過去における主な災害記録》				
災害 年月日	発生地区	災害種類	内容（原因）	損害額 （千円）
昭和 50. 9. 6 昭和 50. 9. 8～9	町全域	豪雨	床上浸水 114 棟 農業被害（田 5ha、畑 1, 447ha） 河川決壊 10 ヲ所 道路決壊 30 ヲ所	166, 135
昭和 56. 8. 3～5	町全域	豪雨	農業被害（田 15ha、畑 165ha） 河川決壊（3 ヲ所） 道路決壊（1 ヲ所）	349, 166
昭和 56. 8. 23	町全域	台風 15 号	住家一部破損 24 棟 農業被害（田 20ha、畑 79ha） 東野農道吊橋流出 啓明農地海岸浸食	191, 305
平成 4. 7. 30～31	町全域	大雨	床下浸水 8 棟 農業被害（田 4ha、畑 33ha） 農業用水路決壊 7 ヲ所 河川決壊 2 ヲ所 道路決壊 7 ヲ所 スポーツ公園冠水 吊橋流出 2 件 外	174, 597
平成 10. 10. 20	本町、北浜、 啓明、幸和、 久光、中央、 共栄、歌越、 北里	強風	住宅一部破損 2 棟 非住家半壊 1 棟 ビニールハウス破損 8 棟 海岸浸食（遠別海岸）5 ヲ所	528, 910
平成 11. 7. 28～	本町、東野、 大成、富士見、 久光、歌越、 幸和、中央、 清川、共栄	大雨	床下浸水 1 棟 農作物被害（田 9. 2ha、畑 16. 7ha） 農業用施設 1 ヲ所 遠別川河川決壊 1 ヲ所 道路法面崩壊 1 ヲ所 河川土砂閉塞 1 ヲ所 道路地すべり 1 ヲ所 共同利用施設半壊（サケ捕獲場） 林道盛土決壊、路肩崩壊、山側法面 崩壊 7 ヲ所 観光施設冠水	287, 418
平成 16. 9. 8	本町全域	台風 18 号	住宅被害 163 件 （半壊 6 棟、一部破損 79 棟） （車庫・倉庫等 78 棟） 農業被害 （農作物、共同利用施設） （営農施設ほか） 漁業被害 （共同利用施設、定置網） （ホタテ養殖籠、底建網ほか） 林業被害（一部民有林） 商工業被害（商工業施設） 公共施設等（病院ほか） その他（農地海岸保全施設等）	1, 416, 537
平成 22. 8. 13～14	全域	大雨	住家被害、農業被害、土木被害、 水産被害、林業被害、衛生被害	367, 600

（出典：遠別町地域防災計画）

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 151人 (独自データ)
- ・ 小規模事業者数 148人 (独自データ)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事務所の立地状況等)
商工業者	建設業	25	25	町内に広く分散している
	製造業	5	5	北浜地区に多い
	卸売業	4	4	中心市街地地区に多い
	小売業	32	32	中心市街地地区に多い
	飲食店・宿泊業	15	15	中心市街地地区に多い
	サービス業	36	33	町内に広く分散している
	その他	34	34	町内に広く分散している
合計		151	148	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	昭和39年4月	H6.3改訂、H16.3改訂
国民保護計画の策定	平成18年3月	
津波避難計画の策定	平成25年5月	H26.2改訂
防災備蓄計画の策定	平成26年3月	
水防計画の策定	平成26年5月	防災計画より分離
防災訓練の実施	平成29年9月	14町内会360人参加
防災マップの配布	令和2年3月	
防災備品の備蓄	—	備蓄品目 (1)食料 (832人×3日間) 粉ミルク、アルファ米、飲料水、 乾パン、クラッカー (2)生活必需品 (3日分以上) 毛布等、紙おむつなど (3)避難所資機材 (指定避難所4カ所) 灯油ストーブ、発電機、照明器 懐中電灯、防災ずきんなど
自主防災組織の設置	—	29地区設立 (一部合同設立)

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
町が実施する防災訓練への参加及び協力	平成29年9月	
事業者BCPに関する国の施策の周知	平成30年9月	チラシ配布
損保会社と連携した損害保険への加入促進	令和元年10月 令和2年10月	チラシ配布
防災対策について検討	令和2年3月	防災備品備蓄の検討 避難経路等の確認

2 課題

- ・商工会において緊急時の取組についての定めが漠然としており、関係団体との協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

○ 成果目標

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（事業継続力強化計画）					
			R3	R4	R5	R6	R7	
商工業者	建設業	25	25	1	—	2	2	1
	製造業	5	5	—	—	—	—	1
	卸売業	4	4	—	—	—	—	1
	小売業	32	32	1	1	2	2	1
	飲食店・宿泊業	15	15	1	—	—	—	—
	サービス業	36	33	1	2	—	—	—
	その他	34	34	1	2	—	—	—
合計	151	148	5	5	4	4	4	

*策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、次の順位により各年度の成果目標件数を設定した。

- ①洪水氾濫危険区域における小規模事業者（初年度～2年度）
- ②災害復旧にかかる建設業、ライフライン維持のための小売業（3年度～4年度）
- ③上記②及びそれ以外の小規模事業者（5年度）

*本計画期間においては、全業種の事業者を策定できる目標を設定した。

*本計画の必要性について、まずは地区内の小規模事業者に対して周知することが必要である。そのため、全ての小規模事業者への計画策定は5期25年を見込んでおり、2期目以降については、全業種の事業者を対象として、1期5年間で32件を成果目標とする。

○ 実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
連絡体制の推進	組織内や関係機関と、発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共同で巡回指導(OJT)	年1回 延10件

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・令和2年3月に当町が策定した「第1期遠別町強靱化計画」や、平成27年に締結した「遠別町高齢者等の見守り活動に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回支援時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会「全国商工会会員福祉共済」により連携している東京海上日動火災保険株式会社等の保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済加入の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催依頼を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

エ. フォローアップ

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工 業者数	小規模 事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	25	25	1	—	2	2	1	1	—	2	2	1
製造業	5	5	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
卸売業	4	4	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
小売業	32	32	1	1	2	2	1	1	1	2	2	1
飲食店・宿泊業	15	15	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
サービス業	36	33	1	2	—	—	—	1	2	—	—	—
その他	34	34	1	2	—	—	—	1	2	—	—	—
合計	151	148	5	5	4	4	4	5	5	4	4	4

*遠別町事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況や評価検証を行う。また、評価結果はホームページへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード7.8地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否報告を行う。
連絡方法の優先順位 (①電話 ②メール ③SNS)
- ・業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) を当商工会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・遠別町災害対策本部の方針に従い、当商工会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨による例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身はまず安全確保をし、警戒解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 (連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定)
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当商工会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

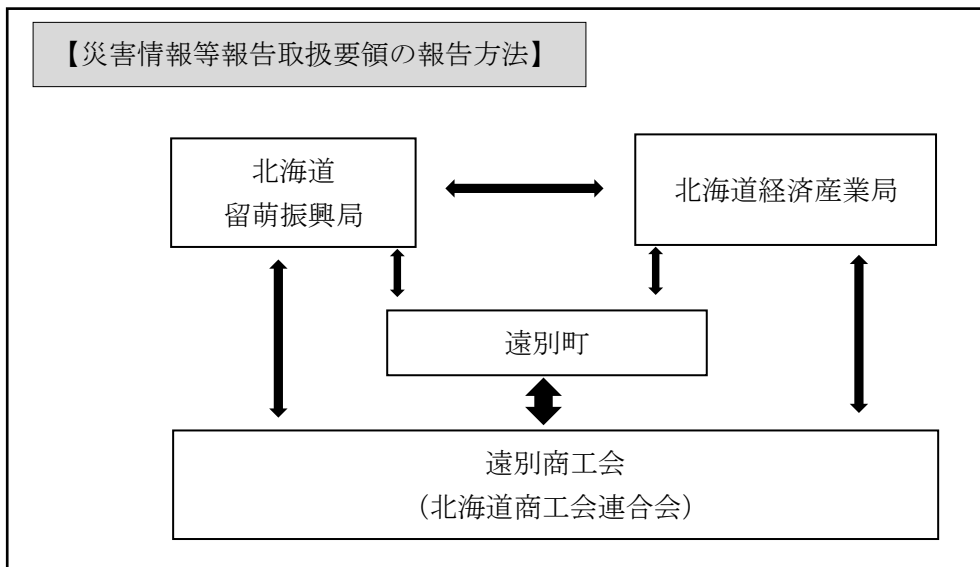
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、情報を共有し報告体制を整備することで、二次災害の防止措置へつなげる。
- ・当商工会は、原則として被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有または報告を行う。
- ・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報等報告取扱要領に基づき指定する方法にて、留萌振興局及び北海道商工会連合会へ報告する。

【被害状況確認報告書様式】

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況(建物・機械設備・商品等詳細に記載)
1				
2				
3				



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。
(当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

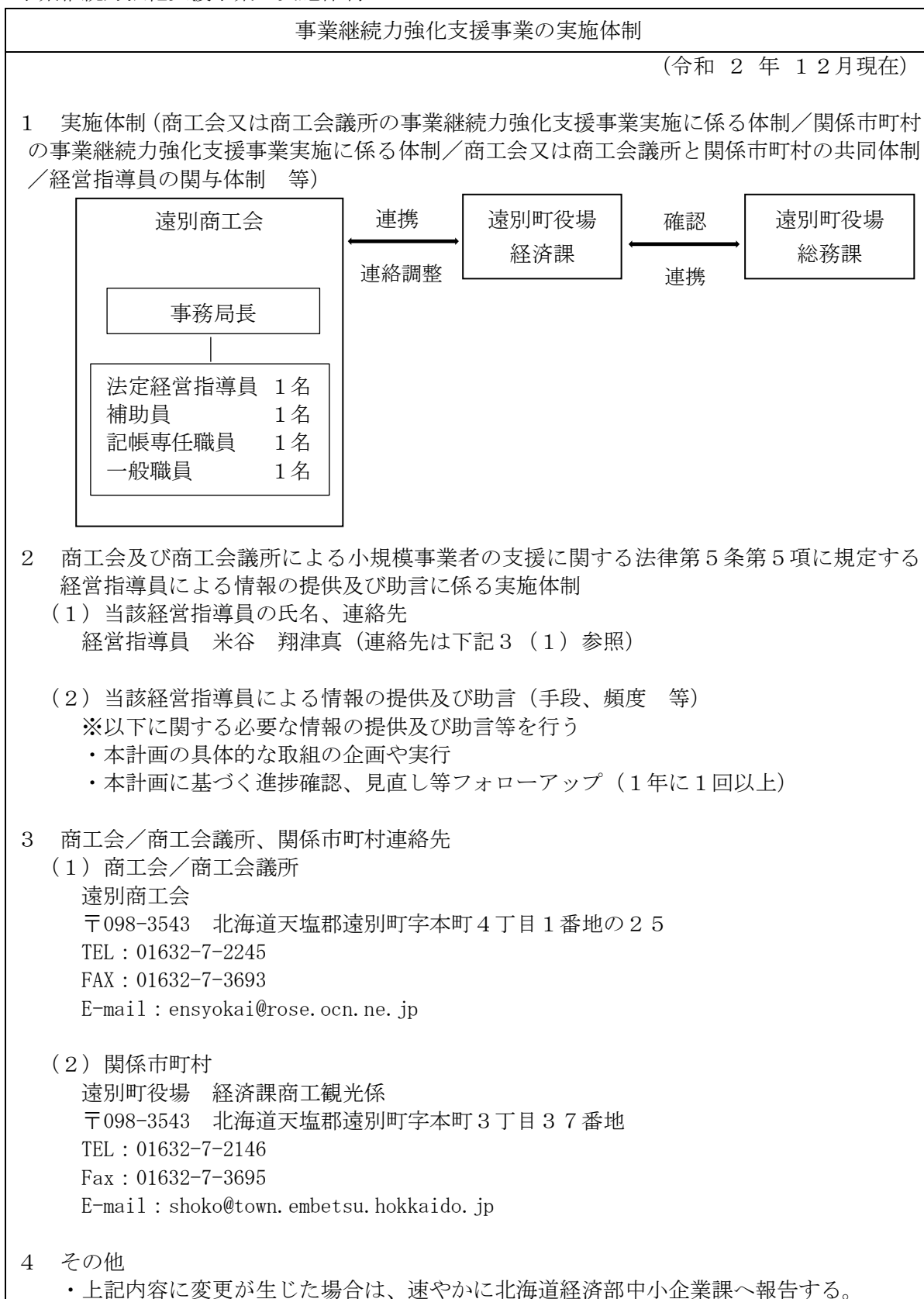
- ・当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、遠別商工会及び遠別町のHP及び広報誌や町内テレビ電話等において公表し、支援小規模事業者に対する被災・減殺対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。